

市長が定める防火対象物の点検基準について

平成16年3月1日

豊田市告示第98号

改正 平成17年11月18日 告示第539号

改正 令和元年9月13日 告示第454号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の6第1項第9号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項を次のように定める。

1 点検基準

- (1) 豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号。以下「条例」という。）第3条から第22条の2までの規定により、火を使用する設備等が設置及び管理され、又は火を使用する器具等の取扱いがなされていること。
- (2) 条例第23条及び第26条及び第28条の規定により、火の使用に関する制限等が遵守されていること。
- (3) 条例第30条から第31条の8まで及び第32条から第34条の3までの規定により、指定数量未満の危険物及び指定可燃物が貯蔵及び取扱いされていること。
- (4) 条例第36条から第42条まで及び第45条の規定（維持（機能）に関する規定を除く。）により、消防用設備等が設置されていること。

2 点検票

前項の規定による点検の結果は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2第1項に基づく報告に別記様式の点検票を添付して行うものとする。

附 則

平成17年12月1日から施行する。

附 則

令和元年9月13日から施行する。